

配当可能利益の額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十八(八)付表 平二十九・四・一以後終了事業年度分

買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 計 算										
特 例 適 用 条 項		1	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項					
不 動 産 の 種 類		2				計				
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 積 立 額		3	円		円		円	円		
控 除 限 度 割 合 ⁽¹⁾		4								
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 ^{(3)×(4)}		5	円		円		円	円		
控 除 限 度 割 合 の 計 算										
譲渡利益金額の計算	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額		6	円	譲渡利益金額の計算	譲 渡 利 益 金 額 ^{(6)－(9)} (マイナスの場合は0)		10	円	
	譲渡直前の帳簿価額の合計額		7							
	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額		8		控 除 限 度 割 合 ⁽¹⁰⁾ ^(3の計) (1を超える場合は1)	11				
	計 ^{(7)＋(8)}		9							
繰 越 利 益 等 超 過 純 資 産 控 除 項 目 額 の 計 算										
評 価 ・ 換 算 差 額 等 の 額 等		12	円	繰越利益等超過純資産控除項目額 ^{(13)－(27)} (マイナスの場合は0)		14	円			
純 資 産 控 除 項 目 額 ^(12)が0を下回る場合のその下回る部分の金額)		13		繰越利益等超過純資産控除項目額累計 ^{(前期の(15))＋(14)}		15				
前 期 繰 越 利 益 等 の 額 の 計 算										
前 期 繰 越 利 益 の 額		16	円	左 の 内 訳	買換特例圧縮積立金の前期末残額 ^{(前期の(29の計))－(30の計)}		20	円		
任 意 積 立 金 の 額		17			一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 額		21			
目 的 取 崩 額		18			そ の 他 の 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 ^{(19)－(20)－(21)} (マイナスの場合は0)		22			
調 整 前 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 ^{(16)＋(17)＋(18)}		19								
前 期 繰 越 利 益 等 の 額 の 調 整										
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 ^(35の計)		23	円	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 ^(5の計)		25	円			
				一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額 ^{(別表十(八)「15」)}		26				
一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額 ^{(別表十(八)「18」)}		24		調 整 後 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 ^{(19)－(23)－(24)＋(25)＋(26)}		27				
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 に お い て 配 当 可 能 利 益 の 額 に 加 算 す る 金 額 の 計 算										
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの加算額の累計 ^{(前期までの(35)の累計)}	差引残額 ^{(29)－(30)}	取 崩 額 の 内 訳		貸借対照表に計上されている買換特例圧縮積立金	当 期 加 算 額 ^{(31)×$\frac{(32)+(33)}{(32)+(34)}$}		
	28	29	30	31	目的取崩額	分配目的取崩額		34	35	
・	・	円	円	円	円	円	円	円		
・	・									
・	・									
計										
繰越利益等超過純資産控除項目控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算										
純 資 産 控 除 項 目 額 ⁽¹³⁾		36	円	加 算 純 資 産 控 除 項 目 減 少 額 ^{(22)、(38)又は(39)のうちいずれか少ない金額)}		40	円			
前 期 の 純 資 産 控 除 項 目 額 ^{(前期の(13))}		37		繰越利益等超過純資産控除項目控除額の残額 ^{(前期の(15))－(前期の(43))}		41				
純 資 産 控 除 項 目 減 少 額 ^{(37)－(36)} (36)≥(37)の場合は0)		38		当 期 加 算 額 ^{(40)と(41)のうち少ない金額)}		42				
純 資 産 控 除 項 目 超 過 繰 越 利 益 額 ^{(27)－(13)} (マイナスの場合は0)		39		加 算 額 の 累 計 ^{(前期の(43))＋(42)}		43				

別表十（八） 付表の記載の仕方

この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項 場合に記載します。
《投資法人に係る課税の特例》の規定の適用を受ける